

五泉市 農業者資材高騰緊急支援事業

事業目的

今年度、農業物生産のための資材の高騰により、農業経営に大きな影響を及ぼしている状況であることから、農業経営の継続を支援することを目的に、五泉市の農業経営者に対して支援金を交付します。

事業概要

事業種目	支援単価	支援要件
共通		<ul style="list-style-type: none">1 五泉市内在住者(個人・法人・組織)であること2 市税等の未納がないこと。
水稻	10aあたり1,000円 ※千円未満切り捨て 【基準面積】 「令和7年度水稻生産実施計画書」の主食用水稻の面積に、「令和7年産加工用米、新規需要米及び備蓄用米の作付面積」を加えた面積 ※ただし主食用水稻の面積については、「令和7年産米の生産数量並びに米の作付面積について(参考値)」にて通知されている面積を上限とする。	<ul style="list-style-type: none">1 「令和7年産米の生産数量並びに米の作付面積について(参考値)」の通知があり、かつ、「令和7年度水稻生産実施計画書」を提出していること。2 令和7年度に作付けをしており、次年度も農業経営を継続することが見込まれる者であること。3 園芸作物を出荷し、販売証明を提出していること。(園芸基準面積・支援額が記載されている方のうち、販売証明が未提出の方のみ)
園芸	10aあたり2,000円 ※千円未満切り捨て 【基準面積】 「令和7年度水田活用の直接支払交付金」の交付面積および、畑地化促進事業の定着促進支援金交付面積	

※令和7年産主食用水稻の配分面積とは

令和7年産米の生産数量並びに米の作付面積について(参考値)	
1. あなたの令和7年産米の生産数量並びに米の作付面積の参考値は下記のとおりです。	
水田台帳面積	***** a
令和7年産米の生産数量(参考値)	***** Kg
令和7年産米の作付面積(参考値)	***** a

「令和7年産米の生産数量並びに米の作付面積について(参考値)」の通知において、「令和7年産米の作付面積(参考値)」に記載された面積のことです。

申請について

- (1) 申請期間 令和7年12月3日(水)から令和8年2月13日(金)まで
- (2) 申請方法 「支援金交付申請書兼請求書」に必要書類を添付して農林課へ提出
- (3) 添付書類 ■通帳の写し(通帳表と裏ページの両方が必要)
※令和5年度に農業者緊急支援を申請され、同じ口座に振り込む場合は不要
■【水稻・園芸】令和7年度水稻生産実施計画書:未提出の方のみ
■【園芸】園芸作物 販売証明:未提出の方のみ※対象者には11/25に通知しています。

その他

- ・申請受付後、内容を審査した後、結果をお知らせします。
- ・虚偽の申請、その他不正な行為を行ったときは、支援金の交付を取り消します。

不明な点や申請書類等については、農林課農産係 (TEL43-3911 内線251・253) へお問合せください。